

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</b>									
<b>1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</b>									
<b>ア 校長をはじめとする教職員への研修の充実</b>									
824	①	校長をはじめとする教職員や教育委員会が、男女共同参画を推進する模範となり、児童・生徒の教育・学習や学級経営等において男女平等の観点が充実するよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修について、研修内容及びオンラインを含めた実施方法の充実を促す。その際、男女共同参画センターや民間団体が行う研修の活用も検討する。	文部科学省	・国立女性教育会館において、教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することを目的とし、「学校における男女共同参画研修」を実施した。また、令和4年度～6年度は文部科学省においても、学校教育分野における女性の意思決定過程への参加促進のための「全国フォーラム」を開催している。	・教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討し続けられるように、引き続き研修を実施する必要がある。	・教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することができるよう、引き続き研修を実施する。	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	—	—
825	②	独立行政法人国立女性教育会館において、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成・育成に関わる職員を対象に、学校現場や家庭が直面する現代的課題について、男女共同参画の視点から捉え理解を深める研修の充実（オンラインの活用を含む。）を図る。	文部科学省	・国立女性教育会館において、教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することを目的とし、「学校における男女共同参画研修」を実施した。また、令和4年度～6年度は文部科学省においても、学校教育分野における女性の意思決定過程への参加促進のための「全国フォーラム」を開催している。	・教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討し続けられるように、引き続き研修を実施する必要がある。	・教育長、教育委員、教育委員会や教育センターの職員、学校の管理職等が、学校における男女共同参画に関わる現状・課題を把握し、女性の管理職登用促進や教職員のキャリア形成支援等の意義・必要性について理解を深め、地域の実情に合わせた課題解決の方策を検討することができるよう、引き続き研修を実施する。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>イ 男女平等を推進する教育・学習の充実</b>									
826	①	初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨を周知するとともに、副教材の活用、男女共同参画センターとの連携について、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に作成した小学生向けの男女共同参画に関する副教材『しょうたくんとあやちゃん どうしたらいいかな?』について、令和3年度以降も引き続き周知を図った。さらに男女共同参画連携会議として、中学生向けの男女共同参画に関する副教材『みんなで目指す! SDGs×ジェンダー平等』を作成、全国の男女共同参画センター(358機関)など2,306機関に送付した。</li> <li>令和3年度執行額:1,070千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度以降も、教育委員会などからの依頼を受け、85機関に追加送付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>副教材の周知の余地がある。</li> </ul>	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	-	-
827	①	初等中等教育において、男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう、学習指導要領の趣旨を周知するとともに、副教材の活用、男女共同参画センターとの連携について、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の徹底をはかってきたところであり、各学校では学習指導要領に基づき男女共同参画に関する指導が行われている。</li> <li>令和2年度に、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」への気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、自身の指導のヒントにつながる教員向けの研修プログラムの開発を行い、研修モデルについて周知を行っている。</li> <li>令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成し、周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図る必要がある。</li> <li>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、学校教育において男女共同参画に関する指導が行われるよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図る。</li> <li>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む。</li> </ul>	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	-	-
828	②	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、学校教育や社会教育で活用できる学習プログラムを開発し、活用を促す。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」への気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、自身の指導のヒントにつながる教員向けの研修プログラムの開発を行い、研修モデルについて周知を行っている。</li> <li>令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成し、周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念の打破を図るため、作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む。</li> </ul>	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
829	③	学校教育や社会教育において、男女共同参画センターや民間団体等の講師派遣や講座を活用し、教職員以外による多様な学習機会を提供する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に作成した小学生向けの男女共同参画に関する副教材『しょうたくんとあやちゃん どうしたらいいかな?』について、令和3年度以降も引き続き周知を図った。さらに男女共同参画連携会議として、中学生向けの男女共同参画に関する副教材『みんなで目指す! SDGs×ジェンダー平等』を作成、全国の男女共同参画センター(358機関)など2,306機関に送付した。</li> <li>令和3年度執行額:1,070千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度以降も、教育委員会などからの依頼を受け、85機関に追加送付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>副教材の周知の余地がある。</li> </ul>	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
830	③	学校教育や社会教育において、男女共同参画センターや民間団体等の講師派遣や講座を活用し、教職員以外による多様な学習機会を提供する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画リーダー研修」、「新たな課題に対応した課題別研修」等を開催し、企業や公益財団法人より講演を実施いただいている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国立女性教育会館において男女共同参画を目的とした研修を開催していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国立女性教育会館において男女共同参画を目的とした研修を開催していく。</li> </ul>	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
831	④	図書館や公民館等の社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館や公民館等の社会教育施設においては、学級・講座等の実施によって、多様な学習機会の充実が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種表彰事業等を通じた好事例の収集と、その周知・啓発により、学級・講座等が実施され、多様な学習機会の充実が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各種表彰事業等を通して、好事例を収集し、その横展開を図っていく。</li> </ul>	—	—	—
832	⑤	独立行政法人国立女性教育会館において、関係省庁、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画リーダー研修」等を開催している。また、男女共同参画に関する調査研究や情報・資料の収集・提供等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、研修や調査研究、資料の収集・提供に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、研修や調査研究、資料の収集・提供に取り組む。</li> </ul>	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>ウ 大学、研究機関、独立行政法人等による男女共同参画に資する研究の推進</b>									
833	①	高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究を促進する。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用する。	文部科学省	・多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学等における、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行っている。	・多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学等における、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を、引き続き推進する必要がある。	・引き続き多様な年代の女性の社会参画を支援するための取組を推進する。	—	—	—
834	②	独立行政法人国立女性教育会館において、教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供を行う。	文部科学省	・国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画リーダー研修」、「新たな課題に対応した課題別研修」等を開催している。また、男女共同参画に関する調査研究や情報・資料の収集・提供等を行っている。	・引き続き、研修や調査研究、資料の収集・提供に取り組む必要がある。	・引き続き、研修や調査研究、資料の収集・提供に取り組む。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
835	③	日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、多角的な調査、審議を一層推進する。	内閣府	・男女共同参画社会の形成に資する調査や審議を推進し、大学や研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言を发出するなど、学術における男女共同参画の推進を目指した。	・第25期（令和2年10月～令和5年9月）において、男女共同参画関連の委員会を設置し、男女共同参画社会の形成に資する提言や見解を发出した。	・引き続き、男女共同参画社会の形成に資するべく、多角的な調査や審議を推進してまいりたい。	—	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>Ⅰ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実</b>									
836	①	初等中等教育段階において、総合的なキャリア教育を推進する際に、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスなどの知識や技術の習得が図られるよう、教育委員会を通じて各学校の取組を促す。	文部科学省	・学習指導要領に基づき、学校教育全体を通じて、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進するための取組について教育委員会向けの国の会議等で、周知した。	・教育委員会向け会議等において、キャリア教育の推進について周知した。キャリア教育の実施については、学校・自治体によって実態に差があり、キャリア教育の推進が図られていない学校・自治体があるため、引き続き周知する必要がある。	・各教科等を含め、学校教育全体を通じて、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスなどの知識や技術の習得が図られるようにキャリア教育を引き続き推進する。	-	-	-
837	②	保護者や進路指導の担当教員等に対し、女性が高等教育を受けることや理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における仕事内容や働き方への理解を促進する。	文部科学省	・令和2年度に、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気づきを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、自身の指導のヒントにつながる教員向けの研修プログラムの開発を行い、研修モデルについて周知を行っている。研修の動画教材の中に「大学の専攻分野の選択」を事例として取り上げている。 ・令和3年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き、保護者向け啓発資料等を作成し、周知を行っている。	・適切な進路選択を可能にするためにも、引き続き作成した教材や研修プログラムの周知に引き続き取り組む必要がある。	・男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深め、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への気づきを促すため、引き続き作成した教材や研修プログラムの周知に取り組む。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	-	-
838	③	大学や高等専門学校等における女子生徒を対象としたシンポジウム、出前講座、キャリア相談会の開催を促進する。	文部科学省	【高等専門学校について】 ・令和3年度より、(独)国立高等専門学校機構が主催となって、女子高専生が、SDGsの視点で日頃の学習や研究の成果を基に社会課題解決の技術開発を提案するコンテスト「高専GIRLS SDGs x Technology Contest」を実施している。コンテストを通して、女子高専生が未来の研究者・技術者としてさらなる成長を促し、日本の女性技術者・研究者を増やすことへの喚起を図っている。 【大学について】 ・大学に対し、各種会議等において大学における女子学生比率向上に向けた取組の好事例の周知を行い、更なる女子学生の進学率向上に係る積極的な取組を促した。	【高等専門学校について】 ・令和5年度実施のコンテストでは、46校の高専から85チーム313名の学生が参加するなど、女子高専生が卒業後に研究者、技術者として活躍するためのキャリアを形成する機会の1つとなっている。 【大学について】 ・大学において女子学生比率向上に向けた取組が進むよう、各種会議等において、引き続き取組を促していく必要がある。	【高等専門学校について】 ・引き続き、コンテスト開催を奨励しつつ、女子高専生に対するキャリア形成に資する機会の拡充等を検討していく。 【大学について】 ・引き続き、大学に対し、各種会議等において、大学における女子学生比率向上に向けた取組の好事例の周知を行い、更なる女子学生の進学率向上に係る積極的な取組を促していく。	-	-	【高等専門学校について】令和5年度コンテストの概要 <a href="https://gcon.kosen-k.go.jp/2023">https://gcon.kosen-k.go.jp/2023</a>

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
839	④	大学や地方公共団体、男女共同参画センター等と連携し、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援する取組を促進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学等における、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学等における、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を、引き続き推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き多様な年代の女性の社会参画を支援するための取組を推進する。</li> </ul>	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	—	—
840	⑤	大学入学者選抜において性別を理由とした不公正な取扱いが行われることのないよう、各大学に対し周知徹底を図るとともに、特に医学部医学科入学者選抜に係る入試情報については、各大学において、男女別の合格率の積極的開示を促す。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議」の「最終報告」（令和元年5月）を踏まえ、医学部医学科のみならず全ての学部学科等の入学者選抜における共通ルール（大学入学者選抜実施要項）において、性別等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けることなど公正性を欠く不適切な合否判定を行わないこと等を記載し、大学への通知や入試事務担当者向けの説明会等を通じた周知を毎年度行うことにより、公平性・公正性の確保を図った大学入学者選抜の適切な実施を求めている。</li> <li>医学部医学科の男女別の受験者数、合格者数及び合格率については、令和3年度入学者選抜（令和2年度実施）以降、文部科学省において継続的に調査・公表を行っている。</li> <li>「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」（令和3年7月）を踏まえ、学部等ごとの男女別入学者数を含む入学者の選抜に関する情報の公表を促進するため、学校教育法施行規則を改正（令和6年9月30日改正、令和7年4月1日施行）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学入学者選抜実施要項の大学への通知や入試事務担当者向けの説明会等を通じた周知を毎年度行うことにより、公平性・公正性の確保を図った大学入学者選抜の適切な実施に寄与しているものと考えられる。</li> <li>また、入学者選抜に関する情報の公表の促進に係る取組を通じ、入学者選抜における受験機会や選抜方法に関する公平性及び公正性が確保されるとともに、志願者の進路選択に資するものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「主な施策の取組状況」に記載した取組を進めることにより、大学入学者選抜における公平性・公正性の確保に努める。</li> </ul>	—	—	<p>医学部医学科の入学者選抜における男女別合格率について  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1409128.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1409128.htm</a></p> <p>学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/mext_00001.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/mext_00001.html</a></p>

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>									
841	①	各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省より、令和6年3月28日に各都道府県・政令指定都市教育長宛てに、女性管理職増加への取組を一層促進するよう通知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性管理職及び女性教育委員の積極的な登用に向けて、引き続き取り組みを推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性管理職及び女性教育委員の積極的な登用に向けて、引き続き取り組みを推進していく。</li> </ul>	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 大学の教員に占める女性の割合 都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	—	—
842	①	各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請する。その際、学校に関しては校長と教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促す。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公立学校について】</li> <li>・文部科学省より、令和6年3月28日に各都道府県・政令指定都市教育長宛てに、女性管理職増加への取組を一層促進するよう通知を行った。</li> <li>・教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）において、女性の教育委員がいない教育委員会について、その理由や今後の選任予定について調査した。</li> <li>・「教育委員会の現状に関する調査」の結果（令和4年度間）に係る留意事項及び第5次男女共同参画基本計画を踏まえた取組の推進について（令和6年6月21日付け初等中等教育企画課長通知）にて、上記調査の結果を公表し、女性の教育委員のいない市町村に対して、第5次男女共同参画基本計画や地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の趣旨に鑑み、速やかに選任するよう促した。</li> <li>【私立学校について】</li> <li>文部科学大臣所轄学校法人及び、知事所轄学校法人の所轄庁である都道府県私立学校主管部課に向けて、各種会議の中で、第5次男女共同参画基本計画に定められた、管理職に占める女性労働者の割合に係る目標等について周知を行い、積極的な対応を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公立学校について】</li> <li>・女性管理職及び女性教育委員の積極的な登用に向けて、引き続き取り組みを推進する必要がある。</li> <li>【私立学校について】</li> <li>・各学校法人及び学校において、改正された女性活躍推進法に基づいた数値目標が設定されたよう、各種会議において、引き続き取組を促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【公立学校について】</li> <li>・女性管理職及び女性教育委員の積極的な登用に向けて、引き続き取り組みを推進していく。</li> <li>【私立学校について】</li> <li>・引き続き、学校法人等に対し、各種会議の中で、第5次男女共同参画基本計画に定められた、管理職に占める女性労働者の割合に係る目標等について周知を行い、積極的な対応を促していく。</li> </ul>	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 大学の教員に占める女性の割合 都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
843	②	改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年に、男女共同参画局から教育関係団体に対して、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進すること等を要請した。</li> <li>・令和4年12月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令を改正し、女性の職業選択に資するため、特定事業主が必ず公表しなければならない項目として「職員の給与の男女の差異」を追加（令和5年4月1日施行）、毎年概ね6月末までに前年度の実績について各機関のホームページ等において適切に公表を行うこととしている。見える化サイトにおいても一覧性・検索性を確保した形で公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初等中等教育機関の教頭以上に占める女性割合が第5次男女共同参画基本計画の成果目標の水準を超える等、一定の成果が見られた。</li> <li>・特定事業主における「職員の給与の男女の差異」について、令和4年度実績から公表を必須化したことにより、実態の把握が進んだ。差異の原因について、各機関において一層の分析が必要である。</li> <li>・内閣府による一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、「見える化」が進んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう、必要なタイミングで要請を行うことを検討する。</li> <li>・見える化サイトについて、更なる活用に資するよう、改修・改善を図る。</li> <li>・引き続き、各府省等の女性活躍に向けた取組状況のフォローアップを行い、更なる進展を図る。</li> </ul>	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 大学の教員に占める女性の割合 都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	—	—
844	②	改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	文部科学省	<p>【公立学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）において、女性の教育委員がいない教育委員会について、その理由や今後の選任予定について調査した。</li> <li>・「教育委員会の現状に関する調査」の結果（令和4年度間）に係る留意事項及び第5次男女共同参画基本計画を踏まえた取組の推進について（令和6年6月21日付け初等中等教育企画課長通知）にて、上記調査の結果を公表し、女性の教育委員のいない市町村に対して、第5次男女共同参画基本計画や地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の趣旨に鑑み、速やかに選任するよう促した。</li> </ul> <p>【私立学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学大臣所轄学校法人及び、知事所轄学校法人の所轄庁である都道府県私立学校主管部課に向けて、各種会議の中で、改正された女性活躍推進法令等の内容について周知を行い、積極的な対応を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性教育委員の積極的な選任に向けて、引き続き取り組みを推進する必要がある。</li> <li>・各学校法人及び学校において、改正された女性活躍推進法令等に基づいた情報公表等が実施されるよう、各種会議において、引き続き取組を促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性教育委員の積極的な選任に向けて、引き続き取り組みを推進していく。</li> <li>・引き続き、学校法人等に対し、各種会議の中で、改正された女性活躍推進法令等の内容について周知を行い、積極的な対応を促していく。</li> </ul>	大学の教員に占める女性の割合 都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
845	②	改正された女性活躍推進法に基づき、特定事業主である教育委員会や一般事業主である学校法人の更なる取組を促す。	厚生労働省	・一般事業主である学校法人を含む事業主を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会を実施するとともに、個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。	・実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進のため、個別コンサルティング等の実施を通して、事業主をきめ細かに支援した結果、行動計画策定届出企業数の増加の一助となっている。	・個別の雇用管理状況に応じたコンサルティングによる課題解決支援等、事業主に対するきめ細かな支援を行う。	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 大学の教員に占める女性の割合 都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	—	・コンサルティングの実施回数 令和3年度：1,347件 令和4年度：778件 令和5年度：1,255件 ・説明会の実施回数 令和2年度：22回 令和3年度：— 令和4年度：87件（オンライン開催） 令和5年度：20回（オンライン開催）
846	③	管理職選考について女性が受けやすくなるよう、教育委員会における検討を促す。	文部科学省	・文部科学省より、令和6年3月28日に各都道府県・政令指定都市教育長宛てに、女性管理職増加への取組を一層促進するよう通知を行った。	・管理職選考について女性が受けやすくなるよう、引き続き取り組みを推進する必要がある。	・管理職選考について女性が受けやすくなるよう、引き続き取り組みを推進していく。	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	—	—
847	④	女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図る。	文部科学省	・文部科学省において、人事管理担当者を集めた研修会等を活用して、女性管理職の割合が高い教育委員会の取組事例の共有を図った。	・女性管理職の積極的な登用に向けて、引き続き取り組みを推進する必要がある。	・【初・企】女性管理職の積極的な登用に向けて、引き続き取り組みを推進していく。	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
848	⑤	教職員の男女がともに仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等の働き方改革、男性の育児休業取得促進やマタニティ・ハラスメント防止等の両立支援を進める。なお、その際、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法その他の労働関係法令は学校法人についても適用されることに留意する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>（公立学校について）令和6年3月28日に各都道府県・政令指定都市教育長宛てに、勤務時間管理の徹底や業務の適正化の一層の推進、男性の育児休業取得促進、各種ハラスメント防止等について通知を行った。</li> <li>（私立学校について）文部科学大臣所轄学校法人及び、知事所轄学校法人の所轄庁である都道府県私立学校主管部課に向けて、各種会議の中で、女性活躍推進法令等の内容について周知を行い、積極的な対応を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（公立学校について）教職員の男女がともに育児・介護等の両立を図ることができるよう、引き続き、各種取組を推進していく必要がある。</li> <li>（私立学校について）各学校法人及び学校において、教職員の男女がともに仕事と育児・介護等の両立を図ることができるよう、各種会議において、引き続き取組を促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（公立学校について）教職員の男女がともに育児・介護等の両立を図ることができるよう、引き続き、各種取組を推進していく。</li> <li>（私立学校について）引き続き、学校法人等に対し、各種会議の中で周知を行い、積極的な対応を促していく。</li> </ul>	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	—	—
849	⑥	学校運営に地域の声を反映するために設置することが努力義務となっている学校運営協議会の委員の構成について、女性の登用を推進するよう教育委員会に促す。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会の委員における男女のバランスに留意するよう、教育委員会に対し調査を通じて学校運営協議会委員における男女比の把握を求めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会の委員の人選に当たっては、男女のバランスにも留意した上で、幅広い人材から選出されるよう教育委員会に促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、学校運営協議会の委員の人選について、男女のバランスにも留意した上で、幅広い人材から選出するよう各種取組を通じて教育委員会に促していく。</li> </ul>	—	—	学校運営協議会委員の女性の割合（コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査）
850	⑦	大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。（再掲）	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学に対し、各種会議等において、ハラスメント対策に関する周知を行い、相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にもつれた積極的な取組を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学においてハラスメントの防止等にもつれた取組が進むよう、各種会議等において、引き続き取組を促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、大学に対し、各種会議等において、ハラスメント対策に関する周知を行い、相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にもつれた積極的な取組を促していく。</li> </ul>	—	—	—

# ◆ 第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
851	⑧	独立行政法人教職員支援機構が実施する校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する各種研修において女性枠を設定するとともに、女性管理職のネットワークの形成を促進する。また、当該研修の実施を通じて、男性教員や教育委員会職員を含む関係者の男女共同参画に関する意識付けを行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・教頭への昇任を希望する教員が参加する研修における女性教員の参加割合の目標を25%に設定し、都道府県等教育委員会に女性の積極的な推薦への配慮について依頼することで、女性教員の参加を促進し、令和3～5年度において目標値を達成した。(R3…31.4%、R4…33.2%、R5…32.4%)</li> <li>・当該研修における対話の機会の充実や、ウェブ交流ツールの活用などを通じて、ネットワーク形成を促進している。</li> <li>・研修における講義やオンデマンド動画教材を通じて、男女共同参画に関する意識付けを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性教員の参加割合の目標値を上回る達成となっており、高く評価できる。</li> </ul>	<p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児との両立などで参加が難しい女性教員も参加しやすくする工夫を図る必要がある。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児との両立などで参加が難しい女性教員も参加しやすくできるよう、オンライン等で参加できる機会の充実を図る。</li> </ul>	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	—	—
852	⑨	独立行政法人国立女性教育会館において実施してきた女性教員の管理職登用の促進に向けた調査研究の成果を踏まえ、学校教育における意思決定過程への女性の参画等に関する調査研究を更に進めるとともに、その成果を活用した研修等を実施する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立女性教育会館において、令和3年度より「学校教育における男女共同参画推進に関する調査研究」を行い、初等中等教育分野における女性教員の管理職登用に関する現状・課題及び好事例の把握・分析を行っている。</li> <li>・また、初等中等教育に携わる教職員等を対象に「学校における男女共同参画研修」を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、調査研究、研修を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組成果も踏まえ、調査研究、研修を推進する。</li> </ul>	初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>3 国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開</b>									
853	①	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。（再掲）	内閣府	・性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、気付きの機会を提供し、解消の一助とするため、令和3・4年度に調査研究を行い公表した。また、調査研究の結果やチェックシート・事例集に基づき、普及啓発用動画の制作やワークショップを開催した。	・普及啓発動画の視聴数約46,000回（9/12時点） ・ワークショップ出席者数令和4年度536人、令和5年度650人とアンコンシャス・バイアスの啓発活動としてある程度の実績があるが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消には、継続した取組が必要である。	・引き続き、これまでの取組を継続していく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
854	②	政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。	内閣府	・政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていくため、SmartNewsでのバナー広告や、TVer、ABEMAでの動画広告による情報発信を行った。	・引き続き、政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく必要がある。	・引き続き、政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
855	②	政府広報を活用し、幅広く丁寧に、男女共同参画に関する国民的関心を高めていく。	総務省	・全国の行政相談委員の中から、男女共同参画に係る苦情や要望の処理を中心に担う、男女共同参画担当委員を指名しており、担当委員は、男女共同参画に関する苦情等を受け付ける、女性のための相談窓口を開設する等の活動を行っている。 ・行政相談月間を中心に、政府広報等を活用して行政相談を国民に広める活動しており、上記の活動も含めて広報を行っている。	・広報活動の結果、令和5年度は管区局所等及び行政相談委員が男女共同参画に関する苦情等を201件受け付けた。	・引き続き、男女共同参画に関する苦情等を受け付ける、女性のための相談窓口を開設する等の活動を行い、行政相談の広報活動に取り組む。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
856	③	「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。（再掲）	内閣府	・「男女共同参画週間」における地方公共団体の具体的な取組の掲載や「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図っている。	・男女共同参画に関する意識の浸透を図るためには、継続した取組が必要である。	・引き続き、「男女共同参画週間」における地方公共団体の具体的な取組の掲載や「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図っていく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
857	④	家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。	内閣府	・子どもたちを産み育てやすいデザインで、男女共同参画担当大臣賞を選定・表彰している特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞などの表彰の実施を通じて、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事育児への参画等に関する社会的な機運の醸成を図った。	・育児休業取得率は改善しているものの、目標達成には至っていないため、継続した取組が必要である。 ※民間企業における男性の育児休業取得率 令和5年度30.1%（令和4年度 17.13%）	・引き続き、キッズデザイン賞などの表彰の実施を通じて、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の家事育児への参画等に関する社会的な機運の醸成を図っていく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
858	④	家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を展開する。	こども家庭庁	・特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施しているキッズデザイン賞において、こども政策担当大臣賞として2点の製品・空間・サービス等を選定・表彰している。	・選定・表彰した商品・サービスの活用に関する広報活動において、キッズデザイン協議会に対して、大臣賞受賞作品の受賞後の利用の広がりや社会への影響度等について報告してもらうなど、表彰の効果を把握可能とするような検討が必要。	・引き続き、家事・育児等の手間やストレスの軽減に資する様々な活動や商品・サービスの活用に関する広報活動を後援や大臣賞表彰等により展開していく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信</b>									
859	①	男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携する。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する等、同イニシアティブに参画する民間団体が行う取組と連携を図る。	内閣府	・男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携し、同イニシアティブに参画する民間団体を含め各種会合において意見交換を行った。	・国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携し及び同イニシアティブに参画する民間団体が行う取組と連携を図れている。	・引き続き、国連女性機関（UN Women）が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携し、同イニシアティブに参画する民間団体を含め各種会合において意見交換を行うなど連携を図っていく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	-	-
860	②	メディア分野等で働く女性とその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する。	内閣府	・男女共同参画推進連携会議のメディア分野関係団体に参集を求め、関係団体との意見交換会を実施した。	・メディア分野で働く女性とその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する効果が期待できるものであり、一定の評価はある。	・引き続き機会をとらえて取り組みを継続し、各業界における自主的な取組を促進する。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>5 メディア分野等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大及びセクシュアルハラスメント対策の強化</b>									
861	①	メディア分野等における意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組の好事例を周知する。	内閣府	・男女共同参画推進連携会議のメディア分野関係団体に参集を求め、関係団体との意見交換会を実施することにより、メディア分野で働く女性がその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換し、その成果を地方も含めた業界団体等に周知した。	・メディア分野で働く女性がその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する効果が見られるものあり、一定の評価はある。	・引き続き機会を捉えて取り組みを継続し、各業界における自主的な取組を促進する。	-	-	-
862	②	改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。また、女性の登用については、経営者層の自主的な取組が重要であることから、具体的な目標を設定して取り組むよう、業界団体を通じて要請する。	内閣府	・令和3年に、男女共同参画局から各種関係団体等に対して、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進すること等を要請した。 ・男女共同参画推進連携会議のメディア分野関係団体に参集を求め、関係団体との意見交換会を実施した。	・記者に占める女性比率や、メディアの各団体等役員・管理職に占める女性比率については上昇傾向であり、一定の成果が見られた。 ・メディア分野で働く女性がその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する効果が見られるものあり、一定の評価はある。	・今後も女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう、必要なタイミングで要請を行うことを検討する。 ・引き続き機会を捉えて取組を継続し、各業界における自主的な取組を促進する。	-	記者に占める女性の割合（日本新聞協会）、日本新聞協会役員に占める女性の割合、日本新聞協会加盟各社における新規採用の女性の割合、日本新聞協会加盟各社における管理職の女性の割合、日本新聞協会加盟各社役員に占める女性の割合、日本放送協会における新規採用の女性の割合、日本放送協会における管理職の女性の割合、日本放送協会役員に占める女性の割合、日本民間放送連盟役員に占める女性の割合 等	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
863	②	改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。また、女性の登用については、経営者層の自主的な取組が重要であることから、具体的な目標を設定して取り組むよう、業界団体を通じて要請する。	厚生労働省	・メディア分野を含む事業主を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会を実施するとともに、個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。また、女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチームにおいて、業界団体に男女間賃金格差解消に向けたアクションプラン策定等を要請した。	・個別コンサルティング等の実施を通じて、事業主を決め細かに支援することで、企業の実態を捉えた行動計画の策定や行動計画に基づいた効果的な取組の推進に一定の効果があった。	・女性活躍推進法に基づく行動計画の策定義務や、女性活躍に向けた具体的な取組について、引き続き周知啓発を行う。	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	—	・コンサルティングの実施回数 令和3年度：1,347件 令和4年度：778件 令和5年度：1,255件
864	③	メディア・行政間でのセクシュアルハラスメント事案の発生を受け、 ・政府における取材環境についての意思疎通を図る。 ・メディア分野の経営者団体等に対して、セクシュアルハラスメント防止や取材に関する政府の取組を周知するとともに、取材現場における女性活躍、メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大などについての要請を行う。	内閣府	・男女共同参画推進連携会議のメディア分野関係団体に参集を求め、関係団体との意見交換会を実施した機会をとらえ、男女共同参画の取組等について情報交換することで、その成果を地方も含めた業界団体等に周知した。	・メディア分野で働く女性がその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する効果が期待できるものであり、一定の評価はある。	・引き続き機会をとらえて取り組みを継続し、各業界における自主的な取組を促進する。	—	—	—